

学生アルバイト斡旋希望の方々へ

国際武道大学 学生支援センター

1. 別紙申込用紙に募集要項をご記入下さい。職種の欄は、次の例を参考にして下さい。

A 事務	一般事務、計算事務、宛名書き、ワープロ、校正、書類作成等	E 店員	販売店員
B 軽労	文書の封入、発送、軽度の包装、箱詰・検品、レストラン・喫茶店の店員等	F 家庭教師	
C 労働	荷造、運搬、製本、倉庫整理、引越、会場設営・撤去、清掃、測量、工場の雑用等	G 塾講師	
D 特技	設計、製図、デザイン、パソコンによる図形・資料作成、翻訳等	H その他	交通量調査、受付、ビラの戸別配付（宅配）等

*不明な点は、学生支援センター職員にお尋ね下さい。アルバイト募集申込書は、直接掲示します。
学生支援センター（TEL：0470-73-4111）

2. 本学学生が採用された場合

必ず「採用決定報告書」に採用時・学年・クラス・学生氏名・期間・携わる勤務内容・勤務時間を記載し学生支援センターあてご送付願います。

3. 本学では、次のアルバイト募集申込みの受け付けはいたしません。

- (1) 授業の出席を妨げるような常勤的かつ長期的アルバイト
- (2) 健康管理に不都合なアルバイト
- (3) 業務に危険性を伴うアルバイト

4. 制限職種基準

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、旋盤、断裁機などの自動機械の操作 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む） 自動車、単車の運転、自転車による重量物（30 kg以上）の配達 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引、交通整理） 土木・水道工事の現場作業 建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業 2級以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具取りつけ等） 警備員	危険事故が伴う。 免許を必要とし、高度の危険度がある。 最近の交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重く刑事責任を負うことになる 落下物・転落等の危険度が大きい（内装工事は除く）。 会場整理、誘導、受付は除く。
人有害なもの	農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） 特に高温・低温度の作業 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等著しい中での作業	健康上、人体に有害と考えられる。
法す合るにも違の反	労働争議に介入するおそれのあるもの 営利職業あつ旋業者への仲介あつせん マルチ・ネズミ講商法に関するもの 出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）	職業安定法20条参照 職業安定法の趣旨（雇用関係の成立のあつ旋）に反する。 無限連鎖講の防止に関する法律参照 労働基準法27条参照
教好育まのしにくくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター張り 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘を専門に行う集金 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコ店等風俗営業の現場作業 長期継続の深夜作業（22時以降）及び住込みによる作業 選挙の応援に関する一切の業務 スパイ行為に類する調査	内容的に問題があつたり、無許可の場合が多い。 相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 人員の限定を条件とするもの 学生を紹介しても採否の連絡が無かつたり、正当な理由もなく採用されないことがしばしばくり返されるもの 大学の判断により好ましくないもの	無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等 賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関するものが明示されていないもの。 例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。